【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成25年11月14日

【四半期会計期間】 第16期第3四半期(自 平成25年7月1日 至 平成25年9月30日)

【会社名】 株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

【英訳名】 D.Western Therapeutics Institute, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 日 高 有 一

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 上 窪 彩 子

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦一丁目18番11号

【電話番号】 052-218-8785

【事務連絡者氏名】 取締役総務管理部長 上 窪 彩 子

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第	第15期 3 四半期累計期間	第	第16期 第3四半期累計期間		第15期
会計期間		自至	平成24年1月1日 平成24年9月30日	自至	平成25年1月1日 平成25年9月30日	自至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
売上高	(千円)		112,500		50,000		112,500
経常損失	(千円)		189,239		179,441		255,181
四半期(当期)純損失	(千円)		189,956		180,158		256,137
持分法を適用した場合の 投資利益	(千円)						
資本金	(千円)		1,298,808		2,347,997		1,326,629
発行済株式総数	(株)		17,646,400		22,695,900		18,141,400
純資産額	(千円)		463,177		2,313,503		452,386
総資産額	(千円)		477,030		2,330,840		467,616
1 株当たり四半期 (当期)純損失金額	(円)		10.79		8.72		14.49
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)						
1株当たり配当額	(円)						
自己資本比率	(%)		96.7		99.3		96.4

回次			第15期 3四半期会計期間	第16期 第 3 四半期会計期間	
会計期間		自至	平成24年7月1日 平成24年9月30日	自至	平成25年7月1日 平成25年9月30日
1株当たり四半期純損失金額	(円)		2.18		4.51

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移につい ては記載しておりません。
 - 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
 - 4 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失金額であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。 また、当社は関係会社を有しておりません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、当第3四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて、重要な変更があった事項は次の通りであります。

継続企業の前提に関する重要事象等の解消について

当社は、前事業年度において、継続的な営業損失の発生及びキャッシュ・フローのマイナスを計上していることや、研究開発資金確保のための適時適切な資金調達ができる保証がないことから、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。

当該事象を解消するため、当社は、組織のスリム化や業務の効率化を推進し、コスト削減に努めてまいりました。また、事業面につきましては、第1四半期累計期間において、ライセンスアウト契約の締結を達成し、フロントマネー収入を獲得いたしました。

資金面につきましては、平成25年2月15日付で、第6回新株予約権の権利行使が全て完了したことにより、第1四半期累計期間において320百万円、累計414百万円の資金調達を実施いたしました。

以上により、第1四半期末時点において、将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況は、解消されたと判断いたしました。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等は行われておりません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。 なお、当社の事業は創薬事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしておりません。

(1) 業績の状況

当第3四半期累計期間における国内経済は、政府による経済対策・金融政策を背景に円安株高の動きが進むなか、個人の消費マインドも改善し、足許の景気動向は上向きつつある環境にあります。また、海外経済につきましては、欧米の景気は緩やかな回復基調にあるものの、欧州債務問題の長期化や新興諸国の成長鈍化懸念により、依然として先行き不透明な状況が継続しております。

国内医薬品業界におきましては、高齢化の進行に伴う生活習慣病の増加等により、医薬品需要は増加傾向にあるものの、国の医療費抑制政策を反映し、後発医薬品の利用促進、医療制度の見直しが進むなど、厳しい事業環境が継続しております。

このような状況の下、当社は新薬の継続的な創出とパイプラインの拡充を目指し、研究開発活動を推 進いたしました。

ライセンスアウト済パイプラインにつきましては、ライセンスアウト先の興和株式会社により、抗血小板剤「K-134」の国内後期第 相臨床試験が実施されました。また、緑内障治療剤「K-115」の国内第 相臨床試験が終了し、詳細な解析が行われました。なお、緑内障治療剤「K-115(一般名:リパス

ジル塩酸塩水和物)」につきましては、緑内障・高眼圧症を適応症として、10月10日に国内での製造販 売承認申請が行われております。

新規緑内障治療剤「H-1129」につきましては、日本を対象とする独占的開発権・販売権を、わかもと製薬株式会社にライセンスアウトし、同社において非臨床試験の開始に向けた準備が進められております。

また、シグナル伝達阻害剤開発プロジェクトにつきましては、「H-1129」バックアップ化合物となるリード化合物の選定を完了し、化合物最適化に向けた研究開発活動を行いました。

売上高につきましては、「H-1129」のライセンスアウト契約を締結したことにより、フロントマネー収入50百万円(前年同期比55.6%減)を計上しました。

利益面につきましては、研究開発費が89百万円(前年同期比30.7%減)、その他販売費及び一般管理費が128百万円(前年同期比5.8%増)であったことにより、販売費及び一般管理費は218百万円(前年同期比13.0%減)となりました。その結果、営業損失は168百万円(前年同期営業損失191百万円)、経常損失は179百万円(前年同期経常損失189百万円)、四半期純損失は180百万円(前年同期四半期純損失189百万円)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末から1,863百万円増加し、2,330百万円となりました。主な要因は、前事業年度末に比べ現金及び預金が1,759百万円増加したこと等によるものです。

なお、総資産に占める流動資産の比率は当第3四半期会計期間末99.4%、前事業年度末96.9%です。 負債は、前事業年度末から2百万円増加し、17百万円となりました。

純資産は、前事業年度末から1,861百万円増加し、2,313百万円となりました。主な要因は、新株予約権の権利行使等により、資本金及び資本準備金がそれぞれ1,021百万円増加したことによるものです。

なお、借入金や社債等の有利子負債残高はありません。

また、負債純資産合計に占める純資産の比率は当第3四半期会計期間末99.3%、前事業年度末96.7%です。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発費の総額は89百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動に重要な変更はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第3四半期累計期間において、「H-1129」のライセンスアウト契約締結により、フロントマネー収入50百万円を計上しました。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	種類 発行可能株式総数(株)	
普通株式	48,442,000	
計	48,442,000	

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	22,695,900	22,695,900	東京証券取引所 JASDAQ (グロース)	単元株式数は 100株であります。
計	22,695,900	22,695,900		

⁽注)提出日現在の発行数には、平成25年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第3四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年 7 月22日
新株予約権の数(個)	20,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,255(注)2、3
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月9日 至 平成28年8月8日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 本新株予約権の目的である株式の総数は2,000,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本項(2)により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が(注) 3 に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

四半期報告書

調整前交付株式数 × 調整前行使価額

調整後行使価額

(3) 本項(2)の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。

2 行使価額の修正

平成25年8月12日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。

3 行使価額の調整

本新株予約権の発行後、当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権 の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加え た額を、当該行使請求に係る交付株式数で除した額とする。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- 5 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等の特質等は以下のとおりであります。
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株、交付株式数((注)1(1)に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額)が修正されても変化しない(ただし、(注)1に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。
 - (2) 本新株予約権の行使価額の修正基準
 - (注) 2 に記載のとおり修正される。
 - (3) 行使価額の修正頻度

行使の際に本項(2)に記載の条件に該当する都度、修正される。

- (4) 行使価額の下限
 - 本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日の東証終値の70%に相当する798円である。
- (5) 交付株式数の上限
 - 本新株予約権の目的となる株式の総数は2,000,000株 (発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は9.66%)、交付株式数は100株で確定している。
- (6) 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本項(4)に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)
 - 1,634,700,000円(ただし、本新株予約権は行使されない可能性がある。)
- (7) 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている。

6 権利の行使に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

当社は、所有者との間で、以下の内容を含む本買取契約を締結いたしました。

- (1) 当社は、平成25年8月12日以降、平成28年6月6日までの間において、資金調達のために必要な場合には、所有者が本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定(以下「行使指定」という。)することができ、この指定を行った場合には、当社は、行使指定を決定した日(以下「行使指定日」という。)に、行使指定を行う旨、所有者が行使すべき本新株予約権の数及び行使指定を行う時点において当社が金融商品取引法第166条第2項に定める重要事実又は金融商品取引法第167条第2項に定める公開買付け等の実施もしくは公開買付け等の中止に関する事実のうち未公表のもの(以下「未公表の重要事実」という。)を保有していないことを所有者に通知するとともに、行使指定を行った旨をTDnetにより開示するものとする。ただし、当社は、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社普通株式の数が、行使指定の前取引日までの20取引日又は60取引日の東証における当社普通株式の普通取引の1日当たり平均売買高の最も少ないものに2を乗じて得られる数と2,000,000株のいずれか小さい方を超えないように、行使すべき本新株予約権の数を指定するものとする。
- (2) 本項(1)に関わらず、当社は、以下に定める場合又は以下に定める日においては、同項に基づく本新株予約権の行使指定の決定を行わないものとする。

当社が、未公表の重要事実を認識している場合

当該行使指定日が、前回の行使指定日から20取引日以上経過していない場合

行使指定日における当社普通株式の普通取引の終値が本新株予約権の下限行使価額((注)5(4)に定義する。)の120%に相当する金額を下回る場合

当社が、停止指定を行っている場合

当社普通株式の株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日

当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し(ストップ高)又は下限 に

達した(ストップ安)まま終了した日

- 7 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容 所有者は、本新株予約権の権利行使により取得することとなる当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け等以 外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないものとする。
- 8 当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と当社の特別利害関係者等との間の取決めの内容 本新株予約権の発行に伴い、当社代表取締役社長である日高有一は、その保有する当社普通株式について所有 者への貸株を行っている。
- 9 その他投資者の保護を図るため必要な事項

所有者には、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要するものとする。ただし、 所有者が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げない。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

当第3四半期会計期間において、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る新株予約権が以下のとおり、行使されました。

	第3四半期会計期間 (平成25年7月1日から 平成25年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額修正条項 付新株予約権付社債券等の数(個)	20,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数(株)	2,000,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	798
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	1,596,750
当該四半期会計期間の末日における権利行使された当該行使 価額修正条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	20,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	2,000,000
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	798
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修正条項付 新株予約権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	1,596,750

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年7月1日~ 平成25年9月30日 (注)	2,000,000	22,695,900	817,725	2,347,997	817,725	2,337,997

⁽注)新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年6月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 20,691,900	206,919	
単元未満株式	普通株式 4,000		
発行済株式総数	20,695,900		
総株主の議決権		206,919	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

退任役員

役名	氏名	退任年月日
取締役	西川 政勝	平成25年 9 月30日

第4 【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】 (1)【四半期貸借対照表】

(単位:千円)

		(+12.11)
	前事業年度 (平成24年12月31日)	当第 3 四半期会計期間 (平成25年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	423,778	2,183,498
有価証券	20,045	121,325
その他	9,263	11,384
流動資産合計	453,086	2,316,209
固定資産		
有形固定資産	5,477	5,630
無形固定資産	215	328
投資その他の資産	8,837	8,671
固定資産合計	14,530	14,631
資産合計	467,616	2,330,840
負債の部		
流動負債		
未払金	6,110	6,637
未払法人税等	3,750	5,234
その他	5,369	5,464
流動負債合計	15,230	17,337
負債合計	15,230	17,337
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,326,629	2,347,997
資本剰余金	1,316,629	2,337,997
利益剰余金	2,192,332	2,372,491
株主資本合計	450,925	2,313,503
新株予約権	1,460	-
純資産合計	452,386	2,313,503
負債純資産合計	467,616	2,330,840

(2)【四半期損益計算書】 【第3四半期累計期間】

(単位:千円)

	前第3四半期累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
	112,500	50,000
売上原価	53,750	-
売上総利益	58,750	50,000
販売費及び一般管理費		
研究開発費	129,036	89,467
その他	121,686	128,699
販売費及び一般管理費合計	250,722	218,167
営業損失 ()	191,972	168,167
営業外収益		
試薬品収入	276	1,612
有償サンプル代収入	2,500	-
その他	398	841
営業外収益合計	3,174	2,453
営業外費用		
株式交付費	266	6,597
新株予約権発行費	-	7,129
固定資産除却損	173	-
その他	0	-
営業外費用合計	441	13,727
経常損失()	189,239	179,441
税引前四半期純損失()	189,239	179,441
法人税、住民税及び事業税	717	717
法人税等合計	717	717
四半期純損失()	189,956	180,158

【会計方針の変更等】

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、第1四半期会計期間より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

これによる当第3四半期累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

国立大学法人三重大学と締結した「産学官連携講座共同研究契約書」に関して、同法人に対する今後の 支払債務は次のとおりであります。

前事業年度 (平成24年12月31日) (平成25年9月30日) 21,609千円 5,402千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

前第 3 四半期累計期間 当第 3 四半期累計期間 (自 平成24年 1 月 1 日 (自 平成25年 1 月 1 日 至 平成24年 9 月30日) 至 平成25年 9 月30日) 減価償却費 2,612千円 1,574千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自平成24年1月1日 至平成24年9月30日)

- 1.配当に関する事項
 該当事項はありません。
- 2.株主資本の金額の著しい変動 該当事項はありません。

当第3四半期累計期間(自平成25年1月1日 至平成25年9月30日)

1.配当に関する事項
 該当事項はありません。

2.株主資本の金額の著しい変動

マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社による第6回新株予約権の権利行使及び野村證券株式会社による第7回新株予約権の権利行使による増資があり、資本金及び資本準備金がそれぞれ978,535千円増加しております。

また、上記のほか、ストック・オプションの行使による増資もあり、当第3四半期会計期間末において資本金が2,347,997千円、資本準備金が2,337,997千円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期累計期間(自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)及び当第3四半期累計期間(自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)

当 当社は、創薬事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年9月30日)	当第3四半期累計期間 (自 平成25年1月1日 至 平成25年9月30日)
1 株当たり四半期純損失金額	10円79銭	8円72銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失金額(千円)	189,956	180,158
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純損失金額(千円)	189,956	180,158
普通株式の期中平均株式数(株)	17,599,848	20,660,926

⁽注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年11月14日

株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 水野信勝 印業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西原浩文 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第16期事業年度の第3四半期会計期間(平成25年7月1日から平成25年9月30日まで)及び第3四半期累計期間(平成25年1月1日から平成25年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 上

⁽注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

^{2.} 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。